

生活環境影響調査及び周辺地域への配慮に関する情報共有(事例紹介等)

1. 生活環境影響調査

■概要

- ① 今後、資源循環型施設（ごみ処理施設）の建設を行うためには、周辺の環境を保全し生活環境への影響を最小化するため、環境省の「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」（平成18年9月）に基づいて「生活環境影響調査」を実施する。
- 調査は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質等の項目について行う。以下に、標準的な調査項目を示す。調査の結果、影響が大きいと予想される事項については、環境保全措置を施すことを引き続き検討することになる。

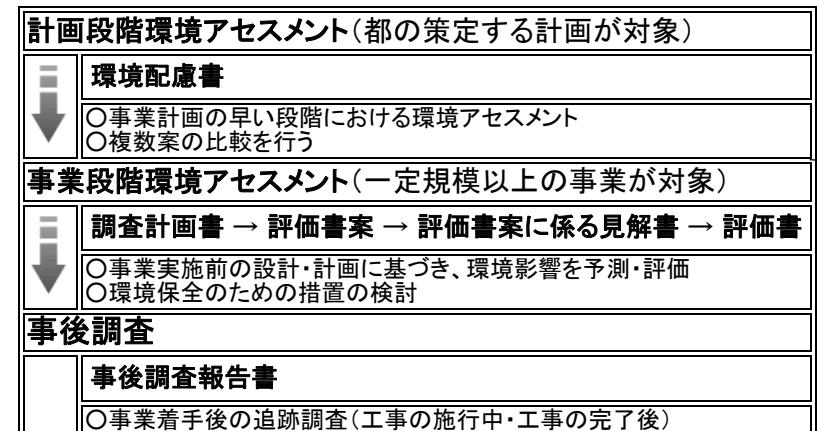
生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		○	○	○	○	○
大気環境	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
	二酸化窒素 (NO ₂)	○				
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
	塩化水素 (HCl)	○				
	ダイオキシン類	○				
	その他必要な項目 注)	○				
騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）	○			○	
水環境	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○			
	浮遊物質量 (SS)		○			
	ダイオキシン類		○			
	その他必要な項目 注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。
たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合)などがあげられる。

- ② 処理施設の種類ごとの処理能力合計が 200t/日以上となる場合、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境アセスメント（環境影響評価）が必要となる。なお、平成23年4月に「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布され、「計画段階配慮書作成の義務化」などが追加されたが、この法の改正に伴い条例が改正されるかどうかについては、現段階で未定のことである（H24.4.10 都市地球環境部環境都市づくり課調整係への電話ヒアリング結果）。

都条例に基づく環境アセスメントの手順



今回の対象範囲
(H24.4月現在)

■寄せられた主な市民の意見

- ① 周辺道路住宅への騒音・振動対策強化を求める。
- ② ごみ回収車の搬入、搬出での周辺地域における騒音・振動調査を実施し、住宅地基準値の設定を設けてほしい。
- ③ ダウンウォッシュなどによる周辺住宅地への影響配慮が考えられる。
- ④ これ以上生活環境を悪化させてほしくない。
- ⑤ におい（悪臭）を評価項目に入れてほしい。
- ⑥ 環境影響評価基準値のチェックや集塵フィルターの強化をしてほしい。
- ⑦ ごみ焼却からの煙、臭い、放射性セシウム濃度、周辺の空間線量率の計測と数値の公表、搬入チェック等、振動や騒音、排気、粉塵に考慮し軽減に最大限に努めてほしい。

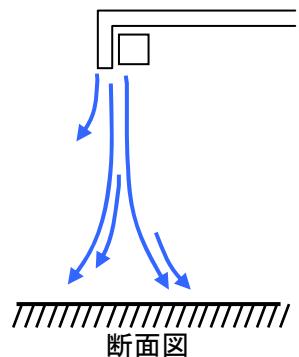
■生活環境保全の考え方

- ① 煙突排ガスによる大気質・悪臭への影響
 - ✓ ロ過式集じん器（バグフィルター）によるばいじん除去（SPMやダイオキシン類などの除去）
 - ✓ 吸収液による SO_x や HC₁ の除去
 - ✓ 脱硝設備による NO_x の除去
 - ✓ ダウンウォッシュが懸念される場合、煙突出口の形状の工夫、吐出速度を高めるなどの措置
- ② 排水による水質への影響
 - ✓ 凝集沈殿・ろ過処理 (BOD、SS、ダイオキシン類などの除去)
 - ✓ 有機物濃度が問題となる場合、微生物による生物処理 (BOD の除去)
- ③ 施設の稼動による騒音・振動への影響
 - ✓ 低騒音、低振動型の機器の採用
 - ✓ できるだけ機器を建物内部に設置
- ④ 施設からの悪臭の漏洩
 - ✓ 搬入扉からの拡散の防止（エーカーテンなど）
 - ✓ 必要に応じて吸引送風や消臭剤噴霧、活性炭処理
- ⑤ 廃棄物運搬車両の走行による大気質・騒音・振動への影響
 - ✓ ハイブリッドパッカー車や天然ガスパッカー車による運搬
 - ✓ 走行時間帯の工夫
- ⑥ 焼却施設から発生する放射能の影響
 - ✓ 焼却灰（主灰、飛灰）についての放射能測定

ろ過式集じん器（バグフィルター）



エアーカーテン



断面図

活性炭吸着装置



パッカー車（ごみ収集車）



4t ハイブリッドパッカー車

2. 周辺地域への配慮

（1）景観への配慮

■概要

- これまで我が国では、ごみ処理関連施設や下水処理場等の建設において周辺環境・景観等への配慮が少なかったと考えられ、否定的なイメージを持たれることが多々あったと考えられる。
- これに対し、最近の類似事例においては施設の形状洗練を図ったり、緑化・修景に配慮して周辺のまちづくりとの整合性を高めたりして、良好な生活環境づくりに積極的に寄与しようとするものもある。

■寄せられた主な市民の意見

- 施設（煙突含む）のランドマーク意匠配慮などが考えられる。
- 緑地を大きく残すことが大切だ。

■景観への配慮の考え方

- 外観デザインの工夫
- 煙突を利用した工夫（高煙突／展望台）
- 緑化

■景観への配慮の事例

①外観デザイン



有明清掃工場（左）



葛飾清掃工場（右）

②煙突利用



中央清掃工場（高煙突）（左）



富山地区広域圏クリーンセンター（展望台）（右）

③緑化



中央防波堤埋立処分場にある中防
灰溶融施設における屋上緑化（左）
と施設入り口のビオトープ（右）
(東京二十三区清掃一部事務組合)



(2) まちづくり機能の充実

■概要

- ① これまでの資源循環型施設（ごみ処理施設）の整備においても、その施設の特性を活かした学習施設としての機能をあわせ持たせることは行われてきた。
- ② 余熱を利用する「温水プール」等の施設を併設する事例も多いが、施設の老朽化に伴って維持管理費が膨張する問題も顕在化しつつある。
- ③ 最近では電気自動車への充電スタンドを整備する取り組みも行われているが、これは焼却施設にて発電する電力を活用したものである。ごみ処理施設は、大きな熱と電気を生み出すことが出来る独立したエネルギー供給源であることから、災害時等の地域防災拠点として地域に貢献していくことも考えられる。

■寄せられた主な市民の意見

- ① 施設周辺住民に対するメリットの提供を考えるべきではないか。
- ② 施設で発生したエネルギーをもっと市民に日常的に使えるようにしてほしい。
- ③ 発電や温水供給サービス、施設での利用（温水プール利用、植物園利用など）が考えられる。
- ④ 地域冷暖房を導入してはどうか。
- ⑤ 付加価値のある防災センター施設の建設を併用すべき。

■まちづくり機能充実の考え方

- ① 環境学習施設
- ② 余熱利用
- ③ 電力活用
- ④ CNG の活用
- ⑤ 地域冷暖房
- ⑥ 防災施設

■まちづくり機能充実の例

①環境学習施設



多摩清掃工場の見学会の様子

（平成 21 年度の見学者は 2682 人）

②余熱利用



町田市立室内プール（町田リサイクル文化センターの余熱を利用）

③電力活用



電気自動車への充電スタンド

（町田リサイクル文化センター）

④CNG のコミュニティバスへの活用



バイオガスステーション

（神戸市）

⑤地域冷暖房

自治体名	工場名
札幌市	札幌駒岡清掃工場
東京二十三区清掃一部事務組合	光が丘清掃工場
東京二十三区清掃一部事務組合	有明清掃工場
東京二十三区清掃一部事務組合	品川清掃工場
大阪市	大阪市環境業局森之宮工場



東京熱供給株（光が丘清掃工場から熱供給

：練馬区光が丘 5 丁目などに供給

⑥防災施設

東京二十三区清掃一部事務組合は、東京都と「大規模災害時における清掃工場の使用に関する協定」を締結している。

【大規模災害時に使用できる清掃工場一覧】

中央清掃工場	港清掃工場	墨田清掃工場
有明清掃工場	新江東清掃工場	品川清掃工場
目黒清掃工場	大田清掃工場	多摩川清掃工場
世田谷清掃工場	千歳清掃工場	渋谷清掃工場
杉並清掃工場	豊島清掃工場	北清掃工場
板橋清掃工場	練馬清掃工場	光が丘清掃工場
足立清掃工場	葛飾清掃工場	江戸川清掃工場



陸上自衛隊による現地確認

（杉並清掃工場）